

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人西部健次の上告理由について。

原審の確定した諸般の事情のもとにおいては、被上告人Bの先代Dが、Eから本件土地の譲渡を受けた際、右売買により有効にその所有権を取得したと信ずるにつき、過失がなかつたとする原審の判断は正当である。所論引用の判例はすべて本件と事案を異にし、本件に適切でない。したがって、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太 郎